

広島県教育委員会訓令第1号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

教育長専決事項に関する規程（昭和五十三年広島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号。以下「規則」という。）第一条各号に規定する事務のうち、第三号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十四号及び第十八号から第二十三号までに掲げる事務については、次の各号に掲げるものを除き、専決することができる。</p> <p>一一五（略）</p>	<p>第一条 広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号。以下「規則」という。）第一条各号に規定する事務のうち、第三号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十四号及び第十八号から第二十五号までに掲げる事務については、次の各号に掲げるものを除き、専決することができる。</p> <p>一一五（略）</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和八年四月一日から施行する。